

相談支援専門員の要件

相談支援専門員は、次の①及び②のいずれも満たすことが要件となっている。

- ① 実務経験者であること。(別紙「相談支援専門員の要件となる実務経験」参照)
- ② 相談支援従事者初任者研修(※1)を修了し、当該研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度として、5年目の年度末までに、相談支援従事者現任研修(※2)を修了していること。以降、5年度間に1回以上相談支援従事者現任研修を修了すること。

(注) 相談支援従事者初任者研修を修了した年度の翌年度を初年度として、5年目の年度末までに現任研修を受講しなかった場合(以降、5年間に1回以上現任研修を修了しなかった場合)は、5年度目の末日以降、相談支援専門員の資格が失効する。この場合は、再度、相談支援従事者初任者研修を修了する必要がある。

※1 相談支援従事者初任者研修

都道府県知事が、障害者等の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であって、下表に定める以上のもの。

区分	科 目	時間数
講義	障害者自立支援法及び児童福祉法の概要並びに相談支援事業従事者の役割に関する講義	6.5
	ケアマネジメントの手法に関する講義	8
	地域支援に関する講義	6
演習	ケアマネジメントプロセスに関する演習	11
	合 計	31.5

※2 相談支援従事者現任研修

相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として行う研修であって、下表に定める以上のもの。

区分	科 目	時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	2
	地域生活支援事業に関する講義	
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	2
	協議会に関する講義	2
演習	ケアマネジメントに関する演習	12
	合 計	18

- ※ 相談支援専門員については、この実務経験に加えて研修修了の要件も必要である。
 ※ 相談支援専門員がこの実務経験を満たすことを必ず確認のうえ、申請又は届出を行うこと。

相談支援専門員の要件となる実務経験

下記の①～③のうち、いずれかに該当するもの

- ①a及びbの期間が通算して5年以上である者
 ②cの期間が通算して10年以上である者
 ③aからcまでの期間が通算して3年以上かつdの期間が通算して5年以上である者

業務の範囲	業務内容	実務経験年数
相談支援の業務	一 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者	5年以上
	二 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	
	三 障害者支援施設※1、障害児入所施設、老人福祉施設※2、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設※3その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	
	四 病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者(社会福祉主事任用資格者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したと認められる者(訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者)、dの国家資格を有する者、上記一から三に掲げる従業者である期間が1年以上の者に限る)。	
	五 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者	
	六 特別支援学校その他これらに準ずる機関において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務の従事者	
介護等の業務	I 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設※3、病院又は診療所の病室であって、療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者	5年以上
	II 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業の従事者又はこれに準ずる者※4	
	III 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者	
b	上記 I～IIIに掲げる施設において、下記1～4の資格を有して直接支援業務にあたったもの	5年以上
	1 社会福祉主事任用資格を有する者 2 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したと認められる者(訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者) 3 児童指導員任用資格者 4 精神障害者社会復帰指導員任用資格者 5 保育士	
c	上記 I～IIIに掲げる施設において、bの1～4の資格に該当せず直接支援業務にあたったもの	10年以上
右の資格該当	d 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)、精神保健福祉士	上記a～cに従事した期間が通算して3年以上で、かつd国家資格による業務に従事した期間が5年以上

※1障害者支援施設とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。

※2「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。

※3「介護老人保健施設」とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、介護保険法第九十四条第一項の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護保健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

※4「老人居宅介護等事業」とは、老人福祉法第十条の四第一項第一号の措置に係る者又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費、夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものを供与する事業をいう。

(注)

1 ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う(H18.6.23 事務連絡)

2 公的な補助金または委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適切に整備されており、所属長等による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれるものとする。(H18.8.24 主管課長会議資料)

3 国家資格等による業務に5年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合はどちらとしてもカウントしてよい。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は8年以上の実務経験ではなく、5年以上の実務経験で良いことになる。(H18.6.23 Q&A)

4 実務経験となる障害児関連施設として、児童相談所の他に、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、重症心身障害児(者)通園事業を行う施設、児童デイサービスを行う施設等が含まれる。(H18.11.2 Q&A)

5 相談支援専門員の実務経験について、相談支援専門員として配置される時点で満たしていればよく、研修受講時に満たしている必要はない。(H18.8.24 主管課長会議資料)

6 社会福祉主事任用資格者等の場合、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前も含めて5年の経験があればよく、改めて5年間実務経験が必要というわけではない。(H18.8.24 主管課長会議資料)